

第 6360 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 1月 17日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行：税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL:06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 自家消費にかかる消費税

Q：私は今年、薬局のオープンする予定です。商品を自家消費した場合、消費税はどのように取り扱われますか？

A：一定の金額を課税売上として計算します。

【解説】

消費税は、事業者が事業として対価を得た取引が課税対象になりますので、無償取引は原則、課税対象にならないのですが、個人事業者が商品などを自家消費した場合や事業用資産を家事使用した場合は、例外的に課税対象にすることとしています。

この場合の課税売上となる金額は、資産の種類に応じ次のように取り扱うこととされています。

① 棚卸資産

「仕入金額」と「通常の販売価額の50%相当額」のいずれか大きい金額

② ①以外の資産

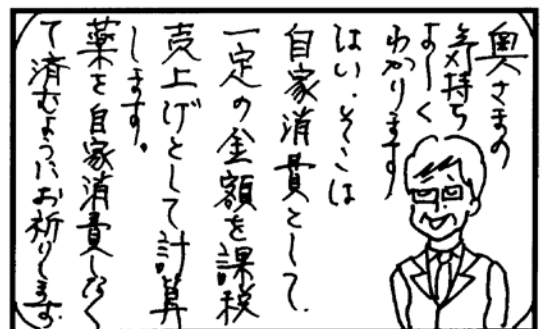
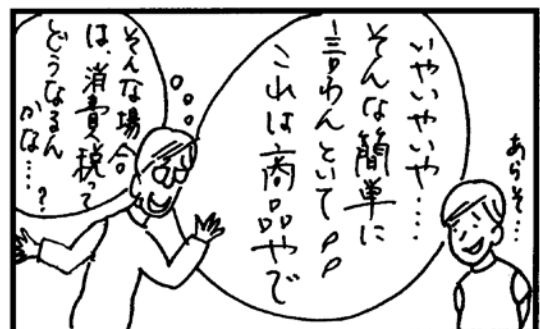
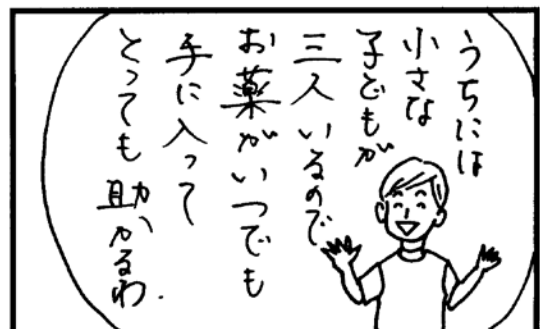
その資産の時価

なお、ご質問の場合の簡易課税の事業区分は、小売ですので第二種事業として取り扱われることとなります。

ちなみに、所得税において自家消費した場合は、次の金額のうちいずれか大きい金額を総収入金額に算入すればいいことになっており、消費税の取扱いとは少し違った取扱いになっていますので注意しておいてください。

① 「仕入金額」

② 「通常の販売価額の70%相当額」



【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】